



令和4年度

11製市教育委員会

食品表示、見ていますか?

学校給食で使用する食品を選ぶとき、特に加工品については「食品表示」をよく見て選定をしています。2015年、それまでのJAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関わる部分がまとめられ、「食品表示法」がつくられることとなり、2020年から完全実施になっています。お買い物の際、ちょっと意識して見てみてはいかがでしょうか?



●すべての加工食品に原材料の産地が表示されています

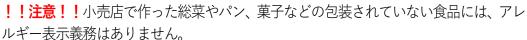
野菜や肉、魚の産地表示は当たり前になりました。最近ではあさりの産地 偽装がニュースになりましたね。新制度では、すべての加工品が対象にな り、一番重い原材料の産地や製造地、国名などが表示されています。



メマヨネーズ Oマヨネーズ(大豆、卵を含む

●アレルギー表示のルールが整えられています

これまでは「特定加工食品表示」といって、「マヨネーズ」と書くと、「卵」と記載する必要はなかったのですが、これからは個別表示が原則です。マヨネーズの場合は、「マヨネーズ(大豆・卵を含む)」などの表示になっています。また添加物にも「グルテン(小麦由来)」などアレルゲンが表示されています。



●加工食品の栄養成分表示が義務化されています

食品関連事業者に対して、原則として、すべての消費者向けの加工食品と添加物への栄養成分表示を義務付けました。

義務	任意(推奨)	任意(その他)
エネルギー(熱量)、たんぱく質、 脂質、炭水化物、 ナトリウム (「食塩相当量」 で表示)	飽和脂肪酸、食物繊維	糖 類、糖 質、コレステロール、ビタミン・ミネラル(無機質)類

●「特定保健用食品」「栄養機能食品」に加え、 「機能性表示食品」が増えています。

「特定保健用食品(トクホ)」──健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、 国が審査を行い、消費者庁が許可した食品。



「栄養機能食品」──すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定量含む食品で、国が定めた表現によって機能性を表示した食品。

「機能性表示食品」──事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品。販売前に消費者 庁長官に届け出を行い、安全性や機能性の根拠が消費者庁のWebサイトで公表される。

★数ある食品の中から、賢い選択をするためにも、食品表示について知っておきたいですね。